

## 長久手市平成こども塾附属設備等使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、長久手市平成こども塾附属設備等（以下「かまど等」という。）の使用について、長久手市平成こども塾条例（平成18年長久手町条例第17号）第4条及び長久手市平成こども塾条例施行規則（平成22年長久手町教育委員会規則第2号）第4条から第6条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第2条 使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

### (使用対象)

第3条 かまど等の使用対象は、次に掲げる事項を全て満たす団体又は2人以上のグループとする。

- (1) 市内在住の者が半数以上であること。
- (2) 小学生又は中学生の子どもを主体とし、その保護者又は監督者がいること。
- (3) 前2号のほか、教育委員会が認めるもの。

### (使用人数)

第4条 使用人数は、2人以上40人程度までとする。

### (使用手続の開始)

第5条 使用手続の開始は、使用希望日の2か月前からとする。

ただし、使用希望日の1か月前になっても使用希望者がいない場合においては、第3条第3号の使用対象者でも使用することができる。

### (薪の使用)

第6条 平成こども塾の薪を使用する場合は、1束単位で購入するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。